

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

| | | | |
|---------------------|--|---------|-------|
| No | 7 | 府 省 庁 名 | 文部科学省 |
| 対象税目 | 個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望 項目名 | 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 | | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>退職等年金給付の積立金に対する特別法人税</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>退職等年金給付の健全な運営を確保するため、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望する。</p> | | |
| 〔 関係条文 〕 | <p>〔 法人税法 第7条、第83条、第84条、第87条 〕</p> <p>〔 地方法人税法 第10条 〕</p> <p>〔 地方税法 第51条、第314条の4 〕</p> <p>〔 租税特別措置法 第68条の5 〕</p> | | |
| 減収 見込額 | <p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>退職等年金給付は、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、私立学校教育の振興に資するための制度であり、これらの充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>退職等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。</p> <p>そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する必要がある。</p> | | |
| 本要望に 対応する 縮減案 | — | | |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 |
| | 政策の達成目標 | 特別法人税を撤廃し、または撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置を要望。 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 退職等年金給付制度の加入者等(約58万人(令和2年度末))に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う日本私立学校振興・共済事業団が特別法人税の納税義務者である。 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税についても同様の要望を行う。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 退職等年金給付制度の加入者等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停止が措置されている。平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。 |